

岩手県告示第494号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可した。

令和4年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 賃借権又は使用貸借による権利（以下「利用権」という。）の設定又は移転（以下「設定等」という。）を受ける者 菅田新三郎ほか10名（別紙のとおり。）
- 2 利用権の設定等を受ける土地 遠野市松崎町光興寺6地割249番ほか46筆（別紙のとおり。）
- 3 2に係る土地について現に公益社団法人岩手県農業公社から利用権の設定を受けている者 鮎澤孝佳ほか9名（別紙のとおり。）
- 4 利用権の設定等をする者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益社団法人岩手県農業公社
 - (2) 住所 盛岡市神明町7番5号
- 5 利用権の内容 別紙のとおり。
- 6 認可年月日 令和4年8月8日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。